

<対象者>

平成11年から18年までに住宅の新築や増改築などをして、すでに入居している場合で、所得税の住宅ローン控除の適用があり、平成19年分所得税から控除しきれない住宅ローン控除額がある人。

給与所得のある人は、平成19年分の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に対象となります。

平成19年分 給与所得の源泉徴収票	
給与・報酬	6,776,035
給与所得控除後の金額	4,898,000
所得税の額の合計額	2,804,590
住宅借入金等特別控除の額	1,111,800
住宅借入金等特別控除可能額	1,211,000
居住開始日	H16.4.1



- ①源泉所得税額① = 0円
- ②居住開始日②が、H11.1.1~H18.12.31の間
- ③住宅借入金等特別控除可能額③ > 住宅借入金等特別控除の額④の全てを満たすとき控除が受けられます。

平成19年以降に入居された場合は、住民税の控除の適用はなく、所得税の住宅ローン控除のみ適用されます。

<適用期間>

平成11年から18年までに入居した場合、平成20年度から最長で28年度までの各年度分の住民税に適用されます。

<手続き>

この控除を受けるには、毎年、確定申告の期限(平成20年は3月17日)内に、申告する必要があります。

所得税の確定申告をしない人(給与所得者で年末調整済みの場合)

【提出書類】

「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)」と「給与所得の源泉徴収票」の原本を提出してください。

平成20年1月4日から受付を開始します。所得税の確定申告をする場合は、確定申告と同時に申告してください。

※町税務課では該当すると思われる人に、詳しい日程などを送付する予定です。

e-Taxで確定申告



国税局e-Taxホームページへ
<http://www.nta.go.jp/e-tax/>
 真岡税務署【☎0285(82)2115】

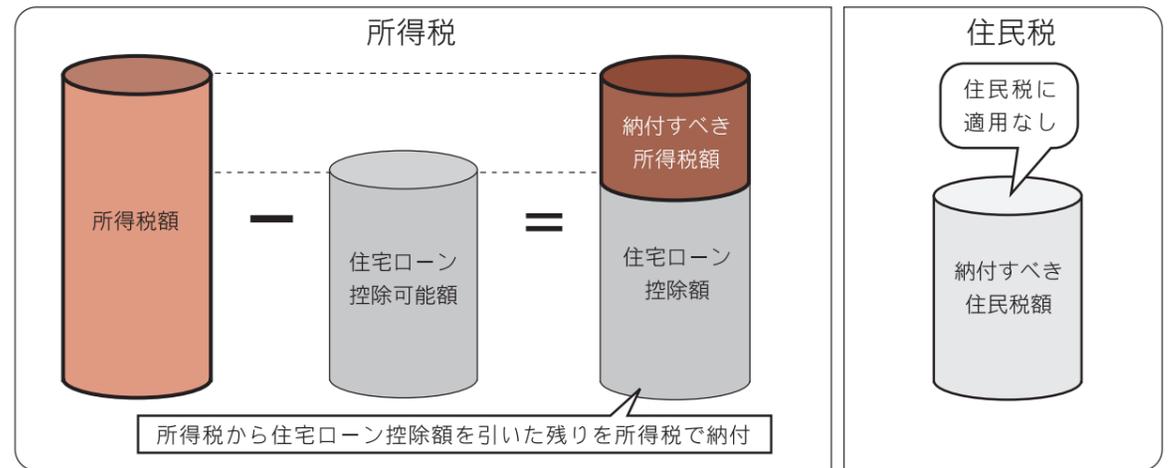
税源移譲により控除額が増えます

住民税住宅借入金等特別税額控除

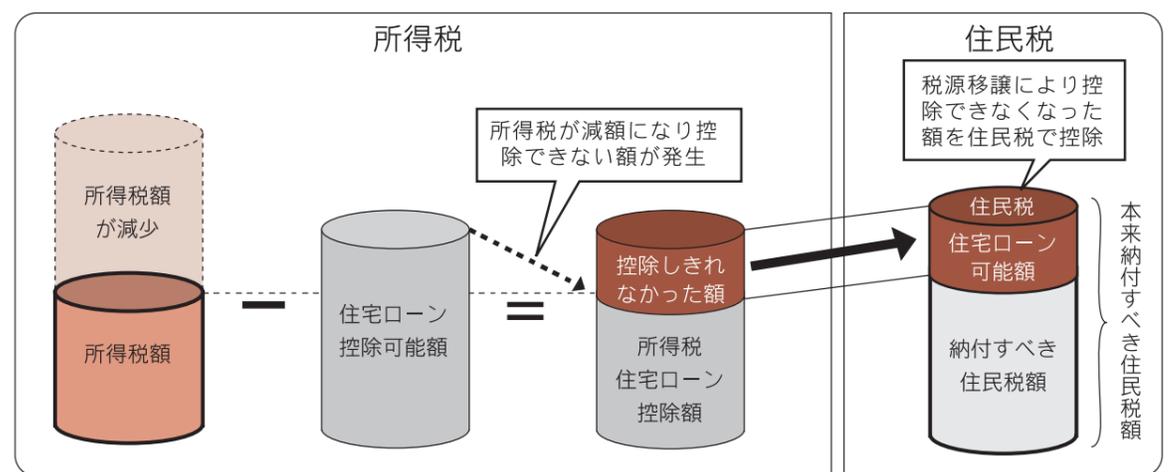


税源移譲により所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成19年分所得税から住宅ローン控除を控除しきれなかった額がある場合に、平成20年度の住民税からその減った部分を控除することができます。
 税務課係【☎028(677)6035】

税源移譲前



税源移譲後



また、住民税の控除は平成20年度から最長で28年度まで控除することができますが、この控除を受けるためには毎年申告が必要となります。